

西宮中央運動公園整備事業 P F I 検討ワーキングチーム設置要綱

(設置)

第1条 西宮中央運動公園整備事業の実施に際し、西宮中央運動公園整備事業 P F I 検討ワーキングチーム（以下「ワーキングチーム」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 ワーキングチームは、次の事務を所掌する。

- (1) 西宮中央運動公園整備事業に係る P F I 手法導入に関する調査・研究
- (2) 西宮中央運動公園整備事業の実施方針（案）及び要求水準書（案）に関する調査研究
- (3) 西宮中央運動公園整備事業に係る特定事業選定に関する調査・研究
- (4) 西宮中央運動公園整備事業に係る落札者決定基準に関する調査・研究
- (5) その他、(1) から (4) までの必要な事項に関する調査・研究

(組織)

第3条 ワーキングチームは、次に掲げる職にある者をもって構成する。

- (1) リーダー 文化スポーツ部長
- (2) サブリーダー 公園緑化部長
- (3) チーム員 別表1に定める職にある者とする。

(設置期間)

第4条 ワーキングチームの設置期間は、平成28年1月19日から事業完了までとする。

(リーダー及びサブリーダー)

第5条 リーダーは、会務を総理する。

- 2 サブリーダーは、リーダーに事故があるときはその職務を代理する。
- 3 リーダーは、必要があるときは、第3条に掲げる者以外の者の出席を求め、その者から意見を聴き、又は説明を受けることができる。

(会議)

第6条 ワーキングチームは、リーダーが招集し、必要の都度、開催する。

- 2 その他、会議について必要な事項は、リーダーが定める。

(事務局)

第7条 ワーキングチームの事務局は、別表2に定める課に置く。

2 ワーキングチームの庶務は、文化スポーツ課に置く。

付 則

この要綱は、平成28年1月19日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

政策推進課長
財政構造改善推進課担当課長 (政策経営担当)
都市計画課長
財政課長
管財課担当課長 (施設マネジメント推進担当)
契約管理課長
産業文化総務課長
文化スポーツ課担当課長 (運動施設整備担当)
文化スポーツ課長
土木総務課長
道路建設課担当課長 (道路計画・調整担当)
公園緑地課長
営繕課長
設備課長

別表 2 (第 7 条関係)

財政構造改善推進課 (政策経営担当)
文化スポーツ課
公園緑地課
営繕課
設備課